

約 定

1. 預金の支払い手続きについては、当座勘定約定または預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出等いたしませんので貴店所定の方法で処理して下さい。
2. 指定預金残高が振替日において振替票の金額に満たないときは当方に通知することなく振替票を返却されても異議はありません。
3. この預金口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、当方に通知されることなく解除されても異議はありません。
4. 本取扱に関し仮に紛議が生じても貴店にご迷惑をおかけすることはありません。

以上

上記約定はゆうちょ銀行を除く金融機関を対象とします。ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

《取扱可能金融機関》

金 融 機 関 名	金 融 機 関 名
三菱UFJ銀行	東春信用金庫
大垣共立銀行	いちい信用金庫
十六銀行	瀬戸信用金庫
愛知銀行	中日信用金庫
名古屋銀行	東濃信用金庫
中京銀行	岐阜信用金庫
ゆうちょ銀行（郵便局）	尾張中央農業協同組合